

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 10 回定例
8 月 21 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 8 月 21 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 8 月 21 日（金） 開会 13 時 30 分
閉会 16 時 10 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長
織 田 敦 高校教育課主席人事管理主事
渡 邊 紀 之 高校教育課参事兼指導班長
鈴 木 俊 彦 高校教育課主席指導主事

4 その他

(1) 第 13、14 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

6 月 3 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しておりますの

で朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 14 号議案は人事案件であるため、又、報告事項 2 は公表前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 14 号議案及び報告事項 2 は非公開とする。

<非>第 14 号議案 教職員の懲戒処分について

※ 非公開

<非>報告事項 2 平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果

- 教 育 長： 非公開案件報告事項 2 「平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果」について、林義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 加 藤 委 員： 11 ページにある「学校質問紙調査の結果」であるが、「生徒に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしていますか」という質問に対して、全国平均から 12～13 パーセント程度落ちており、この質問だけ見る限りでは、取り組んでいないのではないかと感じるが、そうではないと思う。先生方が積極的に取り組むような状況になっただけで、全国で静岡県がとりわけこの業務が遅れているわけではないと思う。質問の仕方が大雑把なため、先生の受け止め方次第で低い数字になる。この数値だけで判断し、静岡県のキャリア教育が遅れているとならないよう、現場の状況を確認した上で対応すべきである。なぜなら、生徒への質問で「国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つと思いますか」について、生徒は肯定的に捉えている。一つひとつの学科教育が将来的に自分が生きていく上で、どのように役立っていくかということは、キャリア教育の要であるが、生徒たちはよくわかっている。しかし、先生自身は何もやっていないような否定的な捉え方をしている。その部分の数値の違いは主観的な捉え方の違いであり、数値だけ見るとマイナスに捉えかねない。
- 興 委 員： 教育委員会としてここで判断するにはデータを持ち合わせていないと思う。「学校質問紙調査の結果」や「各教科の成果と課題」は事実関係なので、何を峻別するかを検討しなければいけない。私たちはこのデータを客観的に受け止めて、このようなギャップが生じているのはなぜなのかということを検証することが必要である。そこに恣意的な判断

は入れるべきではない。11 ページの小学校の課題の 41 番、52 番や中学校の 52 番も全国比から見るとマイナス、低位にある。前回に比較すると伸びているかもしれないが全国的に見れば低い。私たちは客観的に受け止めてこの結果を解析し、それにとまなう対策を講じていくのが今後の課題である。このデータを出すことを含めて一番適切なデータを出していくことが必要と思う。具体的には、義務教育課長からあった 9 ページの理科の生命と地球については生命が低い。生命が低いということについて、課題となる問題を調べてみたが設問の内容からは生命が出てくるものがない。平均正答率の差を表すにふさわしい課題となる問題というのをピックアップしていかなければ説得力が無いのではないかと思う。

溝 口 委 員： 3 点の観点から発言する。1 点目は前回からの V 字回復が決して付け焼刃でなく、根付いた学習成果であると感じた。2 点目は理科の生命と地球についてである。私も小学 2 年生の息子がいるので特定の学校の印象でしかないが、国語は重点的に授業展開している。しかし、理科については調査が 3 年に 1 回ということもあり、指導力についても専門性でないのでは差が出てしまうのではないかと思う。教師の力で実験や観察はもっとできる。学校は生命科学よりも文学を読みなさいという指導が多くて、小さいときからグラフとか生命科学を読むような働きかけは必要ではないか。6 年生の調査でその差が理科に表れているのではないか。3 つ目は抽出の仕方では分析すれば相関でつながるところが出てくると思う。例えば 80 番は説明を丁寧に行った結果が良かったと思う。教員に当事者意識が芽生え、保護者にも説明責任を求められることで非常に良くなったと思う。そういったことも学力が向上しているというところにつながっていると思う。一方、国語であるが息子も三者面談で「国語が将来役に立つのか」と聞いている。「国語の文章を暗唱しなければいけないのか分からないから僕は暗唱しません」と言っていた。そのような疑問に対する説明を先生がすることは大事である。意外と子供たちはわかっていないのではないかと思う。そのあたりを丁寧に説明したら伝わるのではないかと感じた。

斉 藤 委 員： 大変よい位置をキープしており結果については安心した。学力学習状況調査の目的は順位付けではないが、この位置にいることが自信につながっていくことは大切である。学校における教え方の改善が確実に成果として表れていると思う。その一方で各委員から指摘があるように、得意分野と不得意な分野が明確になっているのが分ったことは今回の収穫だと思う。先ほどから指摘のあった箇所は改善の余地があるということで、県教育委員会や総合教育センターとして、市町教育委員会、各学校に対して指示を出していく課題がはっきりしたことがこの結果から得られる成果だと思う。市町教育委員会や学校の取組みはかなり真剣にやっていると感じる。昨年一昨年に話題となったことがきっかけとなっており、P T A や家庭においても理解が進んできて

いると思う。欲を言えば家庭学習をもう少し自主的かつ計画的に進めてほしいと思うが、そのように思うぐらい順調に進んできていると感じる。溝口委員からグラフや実験結果から何を考察するかという教育も大事だという話があったが、私は同時に国語を丸暗記するような教育も必要であると思う。県教育委員会が総合的にリードしながら、市町教育委員会や学校の意識を高めて、意欲が増してきた結果ではないかと感じた。

渡 邊 委 員： 各委員の意見と同様に結果には安心した。児童生徒質問紙調査の結果のうち、12 番の小学校でのテレビゲームの使用時間が長いことや、インターネットやスマートフォンのテレビゲーム以外の時間が長くなっていることを考えると不安に感じる数値である。「国語の勉強は好きですか」というアンケートに対して「勉強としては好きでない」という回答が多いので、教科としてどのように好きになってもらうかという工夫は今後必要である。以前、家庭へのアンケートの中で「学校に求めることは何か」というアンケート結果をみたことがあるが、例えば理科の観察や小動物の飼育は家庭ではできないので学校にお願いしたいという回答が多かったことを思い出した。家庭で時間を掛けて植物を育てたり、一緒に動物を育てたりという余裕が保護者になくなっているのではないかと感じた。同様に親が家庭の中で本を読んでいる姿を子供にみせている時間がどれだけあるのかということも、子供の性格に関連があるのではないかと感じた。子供も学校も頑張っている中で、家庭と地域がどのようにバックアップしていくのか。子供たちは学校の先生も見ているが、身近な大人の背中もよく見て生活をしている。学校以外の時間をどのように生活させてやるかということも今後は重要になってくると思う。社会教育の分野と思うが取り組んでいかなければならないと感じた。19 番の「家の人は授業参観や運動会などの学校行事に来ますか」というところで、数値は 90 パーセントを超えているが、自分の子供の姿を見に来るだけで、学校全体を見て何ができるのかということを実行している保護者や地域の方がどれだけいるのかということも興味深いところである。児童生徒、先生以外の部分はこれからの課題であると思う。

溝 口 委 員： 一番危機感を持ったところはこの部分であり、子供たちが夢を抱けないのではなく、選べないのではないかと思う。自分はオリンピックなのでサッカー協会などと一緒に「夢セン」という事業を福島県などの被災地で展開している。先生だと「はみでていいんだよ」ということができないので、夢を選択するという部分は地域の力や、いろいろな外部の力がないとできない。目的意識を植えつけていかないと、なぜ勉強しなければならないのかということにつながると思う。

渡 邊 委 員： 自己満足のために夢を持つということになってしまっている。自分が夢を持つことによって、どれだけ家族や周りの人を幸せにできるとか、どれだけ地域や住んでいる人たちを幸せにできるとか、もっと発展的

な導き方をしないと、自分が満足しているのでいいではないかということ
で終わってしまう。ドリームマップ等の夢を広げることのできる
ようなカリキュラムを導入してみることもよいのではないかと思う。

溝口委員： 経年比はどの程度か。

義務教育課長： 前年比があるものは概ね同じである。例えば本年は「主体的協働的
学びアクティブラーニング」が加わるなど少しずつ変わっている部分も
ある。

加藤委員： 不幸な人ほど不幸を脱した後の将来に対し強い思いが生まれてくると
思う。つらい時期を抜け出したいと思った時に夢や自分の将来に対し
て希望がわいてくるのであり、比較的今の静岡県の人たちがそのよう
に感じることはないのであれば、本を読むことや、人の経験談を聞い
たりすることで感じられるのではないかと考える。自分は苦しくない
としても、苦しい時を迎えている人たちを見ることや、自分がその中
でどのように将来を開いていくかを考えさせることが一つの教育の手
法ではないかと思う。

興委員： 文科省の大量のデータから、この資料にあるような結果をどのように
抽出をしたのかが読み取れない。例えば先ほどからの夢の話であるが、
10、11 ページの児童質問用紙の結果から、夢に関することを聞いている
とは思えない。本県結果と前年度・全国の差の中で、例えば小学校
は 10 ページ 52 番や 11 ページ 41 番を見ると、上の概要と符号しない。
重要なメッセージになる可能性があり、教育の根幹に触れる部分なの
で、どういったデータを使用したらよいかについては議論して見直し、
7～11 ページの概要について説明いただきたい。総括の仕方や、教育
長のコメントについて一面的にすぎないであろうかと案じられる。

義務教育課長： 週末の間にご意見をいただけるということか。

興委員： そうである。

加藤委員： 青色と赤色で明示するとわかりやすいが、0.1 パーセント減少も赤色
であるし、0.1 パーセント増も青色である。統計上の 0.1 パーセントは
誤差の範囲内である。例えば中間の 50 点程度のところに平均値がくれ
ば数字が振れてくると思うが、90 パーセントを超えてしまうと 0.1 パ
ーセント程度は実情を表している数字ではないのではと考える。実デ
ータとして県民が見た場合、統計数値のあり方がわからず「青か赤か」
「上か下か」「白か黒か」という判断をしてしまうと誤解を招くのでは
ないかと懸念する。斟酌して言葉で説明する必要がある。

溝口委員： 「収入と学力格差」であるが、県の最新データをまだ見ていないが何
時でてくるのか。

義務教育課長： まだ届いていない。26日に届く。

溝口委員： 静岡県内を市町単位で確認したい。伊豆地区などは気になる地区であ
り、委員会内だけで共有すべき問題でないかと思う。地区や市町単位
で問題を把握すべきである。

加藤委員： 南伊豆地区は指導主事に関して、新しい取組みをやっている。2年目

となり、それまでの学力テストについて結果が出ているか検証したい。

義務教育課長： 全国学力学習状況調査の目的は、教育投資の効果を計るものさしとなる。溝口委員、加藤委員御指摘のとおり、質問用紙だけでなく政策の検証にも活用できる。県が独自に行っている取組みとの関係についても分析したい。

興 委 員： この質問紙調査は「しましたか」となっているが、総括表では「していますか」となっている。調査内容と総括にギャップがあると思うので少なくとも調査の内容の表現で総括すべきである。ミスリードしているように思われる。教育長コメントであるが、1点目は総意としてこの認識でよいと思う。2点目は3年前の小学生が3年経過して中学生になった時に、それでもって対比ができるかできないかは難しいところではないかと考えている。

義務教育課長： ほぼ同じ集団の学力調査なので、対比できるという前提で実施している。

興 委 員： ほぼ同じであるならば、今回も修学旅行等の関係で参加していない学校もある中で全国の学校が評価の対象になりうるのか。

義務教育課長： なりえる。

興 委 員： 3点目は「自分にはよいところがある～地域の方々のお力添えによって」というところで、地域の方々に評価されるというのはとてもありがたいことである。そこで先ほどから話がある夢の問題を含めて地域と結びつけるような、評価すべきという表現ではなく、顕在化したといった表現もあろうかと思う。

溝 口 委 員： 教育長コメントは了承した。今までは高校教諭経験のある教育長であって現在は大学の学長経験者である木苗教育長となっている。そのあたりの違いや教育長の顔が見えるようなコメントになればよいので、最後は木苗教育長に一任でよいと思う。

加 藤 委 員： 教育長と義務教育課長は役割が違う。教育長は全体の士気を鼓舞する役目が非常に強いので、教育長の立場でコメントすべきであって、それに対して足りない部分があれば、義務教育課長が補足するというかたちが組織のバランスとしてはよいと思う。もう一つは3年前と3年後の数値であるが、平成25年に私が言ったことは、小学校の時は数値がよかったのに中学を卒業する頃に落ちてしまったとなると、義務教育全体の失敗になってしまうが、中学の途中段階までは下位にいても、義務教育課程が修了する時点で上がっているのであれば、何も心配しなくてよいと発言した記憶がある。静岡県全体の教育は尻上がりによくなくて、義務教育修了時には常に全国10位以内にいるような教育が行われているということは褒められるべきことではないかと思う。

斉 藤 委 員： 私も教育長コメントは賛同する。家庭教育の確立のために学校から家庭への「学びの連結」に努めるというところや、最後に調査結果に一喜一憂することなく、今後も地道に「確かな学力の育成」に努めてまいりたいと考えておりますというところは、非常に好感を持って受け

止められるのではないかと思う。

渡 邊 委 員： 各委員から言われたことも文章に網羅されていると思うので良いと思う。溝口委員が話されたように新教育長らしさというものが加わるのであればお願いしたい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承した。

【会議の公開】

教 育 長： ここで会議を公開とする。

報告事項1 「静岡県産業教育審議会」答申の手交

教 育 長： 報告事項1「静岡県産業教育審議会 答申の手交」について、渡邊高校教育課参事兼指導班長より説明願う。

高校参事兼指導班長： <報告事項についての説明>

伊東審議会会長： 静岡県産業教育審議会は昨年8月1日に専門高校等における新しい実学の奨励のあり方について諮問を受け、6回に渡り審議を重ねてまいりました。今回、ここに答申をまとめましたので、答申を踏まえて本県の関係する法案等で具体化の方策を検討いただきたい。

高校参事兼指導班長： 本答申の説明を伊東会長お願いします。

伊東審議会会長： 諮問等の事項はお手元の資料のとおりである。審議内容にアイウの3点があるが、この3つを検討した。委員は大学教員や業界の方々に構成する12名により審議をした。本答申のポイントは新しい実学の奨励として、「農業」「水産」「工業」「商業」「家庭」「福祉」分野の産業教育に今回初めて「芸術」「スポーツ」の分野を加えて審議をした。本県の専門高校に加えて、総合学科や普通科で関係する系列や類型等を有する高校も対象としている。本答申はキャリア教育の推進、高度化・グローバル化への対応、高度専門高校への理解促進を主な柱として、産・学・官の連携による社会総がかりの教育を実施していくように決定した。最後に本答申を受けて本県の専門高校等で適切な活動を推進していただけるようお願いする。

高校参事兼指導班長： ここで教育長からお礼をお願いします。

教 育 長： 本日は答申手交のためにお越しくございまして誠にありがとうございます。昨年8月1日、第1回静岡県産業教育審議会において諮問しました専門高校における新しい実学の奨励のあり方について、6回に渡り御審議いただき、審議委員の皆様には心より感謝申し上げます。8分野にわたり議論いただき、ポイントも説明いただいた。本年度、教育委員会制度が大きく改正され、教育長と知事と教育機関としての総合教育会議が新たに設置された。本年度実施される総合教育会議では、実学の重視ということが協議事項の一つとなっている。教育内容については知事部局に新設された総合教育課と調整を図っていきたくと考

える。今回いただいた産業教育審議会の答申内容については実学の奨励の議論の中核を成す、極めて重要な位置付けとなるものと考えている。教育長として答申の内容に沿った具体策の実現に向けて社会総がかりの教育を実施し、推進していきたいと考えている。本日は誠にありがとうございました。

高校参事兼指導班長： 以上で静岡県産業教育審議会答申の手交式を終了する。

興 委 員： 答申を静岡県教育委員会としてどのように取り扱うのか。

高校教育課長： 実践委員会や総合教育会議へ答申を提出する。審議会には専門部会が付いており、専門部会で検討した内容をフィードバックして具体策を検討いただき、もう1度審議会を開催し今後の方向性を我々で作ってから、もう一度審議会にかけて報告するということになる。

興 委 員： もともと知事部局で行われていたのは教育委員会の所管事項だけでなく、もっと広く高等教育機関において行われることも含めてどうしたらよいかというのが元来の提言であったと思う。今回、産業教育審議会で答申されたことは、教育委員会の所管事項に関わるものである。実践委員会や総合教育会議に報告するとのことではあるが、実践委員会では難しいのではないかと思う。高校教育課長が審議会に戻してとの説明もあったが、審議会の範疇を超える話ではないかと思う。むしろ知事部局と教育委員会が一体となって専門部会を立ち上げることが必要ではないかと思う。なぜなら、高等教育機関との関わりが非常に重要であるため、高等教育機関を所掌する知事部局との連携が必要である。ただし、高等教育機関が知事部局の所掌であったとしても、県立大学等も含めて文科省の力が強すぎて、高等教育行政そのものには立ち入り難しいのではないか。今回の答申は、そういった意味で昨年の報告書の一部だけの諮問に対する答申なので、その観点でフォローをしていく必要があると考える。

高校教育課長： そのとおりである。ディスカッションの部分は審議会に戻すが、例えば高大連携のあり方などは、実践委員会や総合教育会議の場で検討される。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承した。

第13号議案 平成28年度使用教科書の採択

教 育 長： 第13号議案「平成28年度使用教科書の採択」について、渋谷高校教育課長および渡邊特別支援教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 県立学校の教科用図書の採択状況について、資料を確認したが教育委員会としての判断が難しい。6ページの国語においては各教科書の点

数が分散しているようであるが、世界史Aでは帝国出版の教科書が圧倒的に多数を占めている。世界史Bでは「詳説世界史：山川」が圧倒的多数である。各学校における選択理由が14ページにあるが、これは全体を集計した結果であるため、個々の学校における判断の状況を教育委員会として判断するのは難しい。これが教育委員会の審議の限界かということをご皆さんで話題にしてくれるとありがたい。

教育長：各学校で状況は違うため選択理由を一つひとつ確認することは難しい。校長先生を含め学校として採択された教科書を使用しての成果はどうであったかを教育委員会に返すと理解しやすいのではないと思うが、採択の段階で我々が確認することは難しい。

興委員：静岡県教育委員会は高等学校の学校経営計画書の内容を承知しており、適切な支援をすることも可能なので、個々の学校長の考えで学校経営計画書に沿ってどのような教育をするかということについては、教育委員会で判断をしていく責任があると考えます。教育長が話されたような成果を確認してからでは遅い。総括された報告だと個々の学校の特色が見えないので、難しいことは承知の上だが、確認できるような資料の作成と仕組みづくりが必要であろうと考える。

教育監：個別の選定理由であるが、学校長が教育委員会に報告する内容は、「このように選びます」という選択手段と「こうだからです」という選択理由である。学校現場では数学は数学科教員が、社会は社会科教員が選定作業をしている。興委員が御指摘のように学校経営計画の考え方もあるので、それに照らして各学校から示されている。私の経験であるが、最終的には校長が選定理由について該当教員に確認し、校長の裁量で決定する。学校には様々な生徒がおり、各学校が責任を持って取り組んでいるということは御理解いただきたい。

興委員：私は理解したうえで申し上げている。具体的には別冊1の1に、それぞれの学校が何の科目で、どこの教科書を採択したと書いてあるので、もう一つカラムを設けて学校経営計画書に照らしてみた場合の選択理由を、項目として入れるとよいと思う。そうであれば教育委員会として適否についての判断の工夫をしたと言える。また裁量枠を設けた学校についても、現実的にどういった教育を実施しているかは、教科書などに経営スタンスが反映されなければならないと思うので、この資料に追加的なかたちで今後は作成していただきたい。

溝口委員：15、16ページの清水南高等学校中等部の外国語であるが、なぜ1、2年で教科書を変えてしまうのか教えていただきたい。繋ぎ方や独自性についてどういったかたちを持っているのか、清水南高中等部ならではの課題があるのか教えていただきたい。もう一つ、教科書選定の問題で他県の教育委員の方からも情報を頂いているところであるが、県によってはいろんな団体があって大変なようである。私は、静岡県はがちがちにアンダーコントロールしなくても、校長の裁量に執行できているとみている。教科書においては校長の裁量で積極的に展開すれ

ばと思う。清水南高中等部のことは悪いということではなく、むしろ思い切った使い方も逆にいいと感じている。だからこそその部分の説明はしていただきたい。

教 育 監： 市町立小中学校は市町教育委員会が採択しており、配付のみ資料4ページに載っている。ゴシック字体は前回の採択と異なった教科用図書である。各市町とも生徒の実態やその実情を踏まえて相当検討している。あまり変えると現場として大変な部分があるが、それでも検討結果を踏まえて変更するという判断がある。15, 16 ページの清水南高中等部と浜松西高中等部であるが、清水南高中等部は静岡市に準拠しているわけではなく、浜松西高中等部についても浜松市に準拠していない。つまり学校の特色や学校の判断というものがそこに現れている。もう一つのポイントは、中学校の教科書が高校の入学者選抜学力検査の試験内容に関わってくるところである。この教科書を使っている、使っていないということで、学力検査に有利不利があってはならないので、採択されている全ての教科書がどういった内容で、どういった実験をやっている、どういった表現がされているかをチェックして、3月の入学者選抜学力検査の内容に反映される。

加 藤 委 員： 教科書販売会社はあの冊数であの単価では、教科書販売だけでは儲からないが、大手教科書出版会社には過去からの蓄積があるからできる。教育指導要領があまり変わらず、ある程度過去からやってきた会社には資料が整っているので、それほど手間を掛けなくても教科書作成はできる。そんな中で教科書販売会社がどのように利益をあげているかという、教科書に付随して作成される参考書や問題集の充実度がポイントとなる。参考書や問題集は市場において自由に価格が設定できるため、採算をとることができる。「数研」が多く採択されているのは参考書、問題集が充実しているからである。「数研」の教科書を採択すると授業がし易いということである。又、英語の教科書としては基本的な内容が書いてあるが、実際にはCDが添付された補助教材がある。補助教材が市場価格で販売できるので教科書自体は安価でも採算が合うところがある。受験校が教科書を採択する判断基準は、付随する補助教材がどれだけ充実しているかだと思う。中には英語や数学で期末試験の問題作成が簡単にできるキットもついているものもあって、そういった補助教材等が充実していないと採択されない。実は教科書は氷山の一角であって、学校は教科書に付随している様々な教材を総合的に判断している。これを全部我々が確認することは不可能である。教育委員会が行政機関である以上、ある程度は学校に任せるべきである。最終的な決定を教育委員会がする場合はあると思うが、その都度、学校が決定したことに対して目を光らせていくことを徹底的にやったら学校現場は動かなくなってしまう。

高校主席指導主事： 教科書採択について確認である。高校は毎年採択を替えている。義務教育は4年に1度採択替えということであるが、今回の採択替えの

対象は1年生である。年度によっては1年生と2、3年生の教科書が違う状況があるが、生徒にとっては3年間継続した教科書を使用することとなる。高校、中学校ともに採択替えの際には、各学校において実際に使用した教科書の評価に基づいて次の教科書を慎重に検討して採択をしている。

- 教 育 長：他に質疑はないか。
全 委 員：(特になし)
教 育 長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。
全 委 員：(異議になし)
教 育 長：第13号議案を原案どおり可決する。

【閉会】

- 教 育 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第10回教育委員会定例会を閉会とする。